

開発行為（公共施設管理者）の協議

※岩沼市内における開発行為の許可は、宮城県で行っています。

1 開発行為の協議のながれ

(1) 宮城県（仙台土木事務所・建築宅地課）との協議 → 開発行為に該当

※開発行為に該当するものであるか、事前に宮城県と協議を行って下さい。また、該当する場合は、技術的指導を受けて下さい。

開発行為の許可申請等窓口

市街化区域で面積が 1 ha 未満 (1,000 m ² 以上) の開発行為	市街化調整区域又は市街化区域で 面積が 1 ha 以上の開発行為
宮城県仙台土木事務所 建築第二班 住所／仙台市宮城野区幸町4丁目1-2 電話／022-297-4348	宮城県土木部建築宅地課 開発防災班 住所／仙台市青葉区本町3丁目8-1 電話／022-211-3244

(2) 岩沼市（公共施設管理者）との協議

①開発者 → 事前に関係課等との協議を行う

※「開発行為に関する公共施設管理者との協議書」提出後の処理を合理的に行うために、裏面の協議内容及び提出書類一覧表を参考に、必ず関係課等との事前協議を行い、最終日付を記載し②で提出する。

※協議を行う場合は、協議対象となる公共施設等の内容が分かる図面等を持参願います。

②開発者 → 関係課協議後に『開発行為に関する公共施設管理者との協議書』を都市計画課に提出

※正本（都市計画課用）と関係課分の書類（コピー）にラベリングし、持参して下さい。

※前項の協議が不十分な場合、通常15日位で交付できる次項の同意書等の処理が遅れることになります。

③岩沼市 → 『協議回答書』、『既存の公共施設管理者の同意書』、『新設公共施設管理予定者との協議書』を開発者へ交付

(3) 宮城県に申請

※県に直接行う手続きは省略し掲載しています

(4) 岩沼市に公共施設工事完了届、出来形図、写真等の提出

(5) 岩沼市の工事完了検査

(6) 公共施設及び公共施設用地の帰属の手続き

2 公共施設管理者との協議上の注意事項

(1) 都市計画法第32条関係

公共施設管理者との同意が必要となるので、管理者（担当課等）に確認を行って下さい。

排水については、岩沼市（土木課）が管理している箇所と名取土地改良区等が管理している箇所があり、これら機関の同意が必要となる場合もあるので特に注意願います。

(2) 都市計画法第40条関係

公共施設の用に供する土地の帰属及び施設の帰属については、帰属の有無及び帰属先並びに施設の機能について関係課等と協議を行って下さい。

(3) 都市計画法施行令第25条関係

敷地に接する道路の幅員、開発行為の主要な道路が接続する道路の幅員を緩和の幅員で計画しようとする場合は、道路管理者（市道／土木課、県道／仙台土木事務所）に緩和規定の適用を受けて開発することができるのか協議を行って下さい。

(4) 岩沼市が管理していない公共施設関係

岩沼市が管理していない公共施設の管理者との同意及び帰属については、管理している関係機関と別途協議を行って下さい。

3 その他

①土砂等の埋立て等規制に関する条例に基づく土砂等埋立て等の許可申請

3,000 m²以上の埋立て、盛土、仮置き等をする場合は、申請が必要です。

（手続窓口）宮城県環境生活部循環型社会推進課不法投棄対策班 Tel.022-211-2467

②土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出

3,000 m²以上の土地の形質の変更をする場合は、着手する30日前までに届出が必要です。

（手続窓口）塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班 Tel.0223-22-2695

③宮城県土木部建築宅地課のHPで都市計画法開発許可制度便覧の閲覧や、岩沼市のHPにおいて開発行為に関する公共施設管理者との協議書等をダウンロードできます。

岩沼市役所 建設部 都市計画課 都市計画係

〒989-2480 岩沼市桜1丁目6番20号 Tel.0223-23-0643